みのかも市報

46年 10月号

No. 148

人口の動き

9月1日現在

総人口	35,619人
男	17,645人
女	17,974人
（昨年同月	＋ 431）
世帯数	8,550戸
（昨年同月	＋ 455）

住民登録人口より

としておくとべんりです。

なごやかに 家庭読書の研修

毎月一回の参観日にどの学級でも、庭家読書についてなごやかに話し合い研究する三和小のPTA会員（写真は三・四年合同）。

なお、同校は読書について県の推進校、県教育センターの協力校に指定をうけています

“また借りて来いよ„
おばあちゃんと本とわたし

夕食がすんでから、私が学校で借りてきた「飛騨と美濃のむかし話」を読んでいたら、そばからおばあちゃんが「ゆうべの続きを読んでくろ」といいなさった。

おばあちゃんは、始めのうちは「ふーんふーん」と楽しそうにきいてみえたけど、五分ぐらいしたら、もうおばあちゃんは、こっくり、こっくりねむってみえる。

でも、私はどんどん読んでやった。すると向こうで新聞を読んでいたおとうさんが「おもしろい話やなん」といったので、「あれ、おばあちゃんのかわりに聞いていたのやな」と私は思った。

おばあちゃんは、いつもあんなに半分ねむっているくせに「また本を借りて来いよ」といいなさる。＝三和小五年生の作文より＝

◆読み声運動から家庭読書へ

三和小では、一昨年から子どもの読み声運動から親子読書へ、そして今では家庭読書へと発展しているとのことです。

二十七日から読書週間

市民と市長の面談日

10月12日（火）、27日（水）

午前9時～12時

どなたも気軽にお出かけください

発行／岐阜県美濃加茂市　編集／秘書企画課　TEL〈05742〉5－2111　毎月1日発行

くらしよい郷土を求め

老人医療費の助成・すぐやる係設置

第3回 定例市議会

九月十四日、第三回定例市議会が開かれ、美濃加茂市老人医療費助成条例の制定、一般会計補正予算四千二百三万二千円、水道事業会計補正予算など九案件（議案五、承認一、陳情三）が原案どおり可決・承認されました。

◆美濃加茂市老人医療費助成条例

老人福祉対策の一つとして定められた条例で、これにより十月一日から七十五歳以上の老人医療費について、本人が負担すべき額のうち入院の場合は月二千円、外来の場合は月千円を越える場合、その越える額について市が助成。

なお、この老人医療費については、七ページをもご覧ください。

◆西中学校屋内運動場の工事請負

四十三年十月に完成した西中学校舎に続いて、屋内運動場が建設されることになり、契約金三千四百五十万円で請負契約することが議決されました。

◆市道路の認定

次の三つが市道に認められました。

①本郷町、森山町地内高山線沿いの通学路

②野上、古井線の下米田町及び森山町地内（青柳橋を含む）県道払下げに伴う道路

③蜂屋、大田線の蜂屋町加瀬田地内の県道付け替えに伴い払下げ分

◆すぐやる係の設置

道路にあいたアナの補修など手軽にできる仕事を市民の方の通報でやったり、パトロールします。予算は原材料で二百万円、係員三名（関連記事ひだり）

従来、失対事業従事者による仕事は、失対特別措置法によって九月十六日で打ち切りました。

◆連絡所間を定期巡回

事務処理のスピード化により市民サービスのため毎日、定期巡回するライトバンを購入。

蜂屋町諸田地内の市道舗装のアナ埋めをする、すぐやる係員

ハイただいま

活躍する「すぐやる係」

市民のみなさんが住みよい環境で快適な生活ができるように、市では各課それぞれ積極的に取り組んでいます。

しかし、全市隅々まで十分に目がとどかず、みなさんにご迷惑をお掛けしている点があるかと存じますのでお気付きの点はどしどし申し出てください。その中でも少ない経費で簡単にできることは、申し出があったらすぐ処理をしようと「すぐやる係」を設置しました。舗装道路のアナ、こわれた側溝のフタの修理など少ない経費、わずかな労力で解決できることは、どんなことでも申し出てください。

連絡先　市役所秘書企画課内　すぐやる係

電話　⑤２１１１　内線４３番

同係は９月17日から、要望を処理するために係員３名が活躍しています。９月29日現在ですでに処理したのは、舗装のアナ埋め35件、側溝フタ取替６件、未舗装の路面補修２件、その他５件となっています。

10月の広報メモ

3日　市民運動会＝加茂野・伊深・三和

10日　体育の日　市民運動会＝太田・古井・山之上・蜂屋・下米田

12日　市民と市長の面談日

17日　若者の集い　青少年センター　午後一時

24日　第６回岐阜県カブラリー　古井小　午前九時

27日　市民と市長の面談日

～　読書週間はじまる

30日　広報・交通安全写真コンクール締め切り

◎第十四回文化祭

11月７日　音楽舞踊・狂俳の部　中央公民館　十二時三十分～十六時。茶道・生花の部　産業文化会館　万尺寺

市民の善意

◆愛のともしび運動への寄付

（敬称を略します）

9・6　市タバコ小売店組合婦人部が盆おどりに現地（ライン公園）で販売した利益金　八千円

9・6　林　淑（銀座）五万円

9・14　加藤職一（下野）一万円

みんなの力で追放を

暴力追放対策推進協議会が発足

私たちが、明るく平和な市民生活を営むうえで「暴力」は交通事故とともに最も大きな社会悪であり、市民一丸となって、この追放に立ち上っています。

先に市内で起きた抗争事件をきっかけに暴力追放運動は、暴力追放市民大会―暴力追放宣言都市となって盛り上ってきました。

暴力追放対策推進協議会の委員二四名を委嘱

これらの運動の効果を更に高めるため、市では九月一日付で関係官公庁及び自治連合会、連合婦人会、連合青年団、連合PTA、商工会、料芸組合、喫茶環境衛生組合、遊技組合、旅館組合、接客業防犯組合連合会、保護司会、観光協会など各種団体の代表者並びに学識経験者より二四名を委嘱し、暴力追放対策推進協議会を発足させました。

九月三日第一回の協議会を開き各委員さんから具体的な方策を立てるため、積極的な意見交換が行なわれました。

北町歩道橋に設置された暴力追放の看板

- ○暴力追放意識の向上
- ○防犯組合の組織強化
- ○暴力モニターを置く
- ○各家庭の玄関に用語のポスターをはる
- ○青少年教育の徹底などに全力を上げる

以上のような主旨の意見が活発に論議されました。

なお、会長に丹羽角造氏（自治連合会長）、副会長に福田晴一氏（加茂接客業防犯連合会代表）が選出されました。

■被害を受けたとき、見たときは、積極的に届け出る。暴力犯罪情報はすみやかに通報する。暴力団は利用しない、利用されない、資金を提供しない。

以上の市民大会の決議を、今一度認識し、市民ひとりひとりの監視の目で暴力のない明るく平和な町づくりに努めましょう。

みんなの力で交通安全県に

秋の交通安全運動が、九月二十七日から十日間「みんなの力で交通安全県にしましょう」のスローガンのもとに行なわれています。

この運動は、歩行者、自転車乗り、運転者、運転者の雇主、その他、道路交通に関係のあるすべての人に交通安全思想を周知徹底し、正しい交通ルールの実践を習慣づけることによって交通事故防止の徹底をはかろうとするもので、安全運転の重点は

(一)子ども老人の安全確保
(二)飲酒運転の追放
(三)無謀運転の絶滅

の三点です。

切りそこねたハンドルによって一家を悲惨のどん底に落とし、加害者もまた莫大な補償金によって人生を大きく狂わせてしまうことがあります。

県民ひとりひとりの強い自覚と協力で、事故のない明るい交通安全県にしたいものです。

疲れに注意を

事故はこんなときにおきる。

二日酔いや気分が悪い時は、注意力が散漫で、反応時間も長くなっています。こんなときに十分気をつけなければならないことは当然です。ここでは、疲労について考えてみましょう。

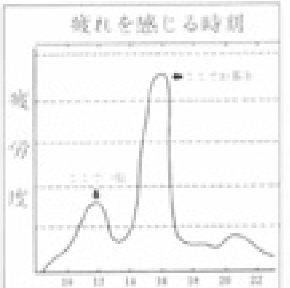

表は普通の仕事をしている時、疲れがどのように出てくるかを示したものです。時間的には朝八時半ごろから働き始めますと、午前十一時ごろと午後四時ごろに疲れのピークが現われます。午後三時〜五時は事故が多発する〝魔の時間〟でもあります。ハンドルを握って間もなく、そして疲れが出てくる数時間後に、十分な注意力が必要です。

この時間帯には、一服したり軽い体操で気分転換することも大切です。

＝加茂警察署＝

注意したい

印かん証明と代理申請

印かんは、社会になくてはならないもので、市では昨年一年間に約二万枚の印かん証明書を交付しました。

登記、自動車登録などいろいろな契約書などに印かんが押され、印かん証明書が添えてあれば、それは真正なものとして通用します。

印かんの届出、証明書の交付は原則として本人が申請するもの。

◆本人が申請できないとき

代理人による印かんの届出、証明書の交付には委任状が必要で、代理人に頼むときには、頼んだ本人が委任状を作って印かんと一緒に頼まれる人に渡してください。

但し届出の場合には市に印かん登録のしてある保証人が必要です。

委任状は、便せん、罫紙などに書いてください。もちろん市民課、連絡所に置いてある用紙を持っていって書かれても結構です。

委任状には、二十円の印紙が必要ですから、印紙をはって割印をしてください。

今月の納税

十一月一日かぎり

市民税第三期分

現代教育を探る

(9)

この子らに対する社会の目は、かなり開けてきたとはいうもののまだまだ冷たく社会の偏見や親の無理解がこの教育の壁ともなっています。障害児の問題について、これをみんなの問題として取り組みましょう。

特殊教育

普通学級でおくれる子

ひとりひとりの子どもたちを個性豊かに伸ばすために、それぞれの子どもにあった教育をしようと学校では、いろいろ努力を重ねていますが、現状では手の及ばない面がたくさんあります。教室をのぞいてみますと、他の子どもと同じように勉強することができず、小さくなっている子どもをみつけます。

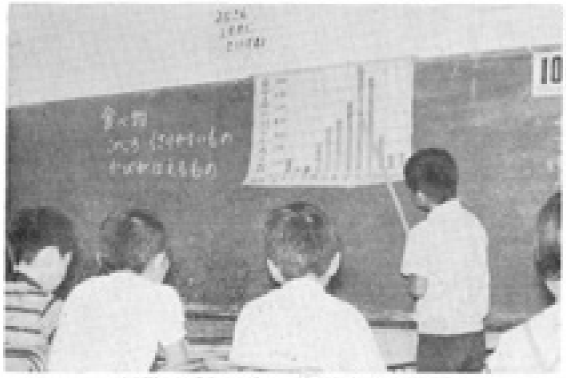

経験を話し合って進める学習

先生方の熱心な努力にもかかわらず暗い顔をしている子ども、やっかい者になっていく子ども——。

この子どもたちも、心の中ではもっと、**きめの細かいあたたかい指導をのぞんでいるのです。**

このような子どもには一般的につぎのような傾向がみられます。

◎社会でのくらしに適応できなくなるおそれがあります。

◎非行化のおそれもあります。

これらの子どもたちもよい場所で、力にあった指導をすることにより、本人の持っている能力や社会人としてくらしていく力をじゅうぶん伸ばすことのできることがたしかめられました。どんな子どもたちにも、喜びと生きがいを感じられるような学校生活が過ごせるようになります。

特殊学級での教育

特殊学級では、ちえおくれの程度の軽いものを主に教育しています。指導にあたっては、ちえおくれの子の、特性に応じた指導内容をとりあげ、くり返しの学習を多くしたり、生活の基礎づくりを重視するとともに、中学校では実際的な生産作業を加えたりすることによって、必要な知識や態度を身につけさせています。

このようにして不得意な学習を強制する立場からでなく、安心して学習のふんい気の中で、得意な面を伸ばそうとする考えから教育がすすめられます。

特殊学級にはいるとどう変るか

その子らにもっともあった学習や生活の環境が与えられるので、入級した子は、魚が水を得たような喜び、充実した日常生活を送るようになります。

かからない電話の追放

美濃加茂電報電話局(局長　松坂卓)では、年々電話の増加による市内通話のつながる割合が悪い傾向について調査した結果その原因は利用者のかけ損じが多いことがわかりました。

美濃加茂局での一日の通話は約二万で、このうち六千の三〇%がかかりません。この中で

相手が話し中五〇%、ダイヤル途中で止める一六%、相手がでない一三%、相手の出る前に切る六%、違ったところにかける六%その他九%という割合です。

これらは相手が話し中なのにすぐかけたり、番号をうろ覚えで途中でやめたりするからであって、話し中のときは三～五分程たってからダイヤルするか、番号を確かめてからダイヤルを休まずにまわすことなどがじょうずなかけ方です。

「モシモシ聞こえますか」電報電話局の協力で電話のかけ方を学ぶ加茂野小の子どもたち。

危険な所の草刈り

庁舎内外の清掃をはじめ、道の曲がり角などで草が多く交通に危険と思われる所の草刈りをする市職員。女子職員は敬老の日にひとり暮らしの老人宅を慰問しました。

これらのことは「笑顔で応対、明るい市政」推進運動を展開している市職員組合の呼びかけで市民サービスのひとつとして勤務時間外に行なったものです。

○表情が明るくなり、生き生きしてきます。
○人なつっこくなり、よく話すようになります。
○遊び方をくふうし、だれとでもよく遊び動作も活発になり、学校生活が楽しくすきになってきます。

忘れられた子をつくらないために

この子らの将来を豊かにするために、みんなの理解と教育の力をそそがねばなりません。子どもの将来を思う親の心配はたいへんなものでしょう。学校の先生方は、この親の期待にこたえるための指導のくふうをし、努力を重ねています。

しかし、普通学級で多くの子どもをかかえている現状では、ひとりの子どもだけにかかわるわけにはいかない悩みを持っています。

だからどの学校にも特殊学級がほしいのです。子どもの能力、特質に応じて、正しい学習の場で効果のある指導をすることは、より高い社会性を高め、望ましい人間性を育てる上でたいせつなことです。

美濃加茂市が特殊教育の推進地区として県教育委員会の指定をうけ、二年目を迎えました。特殊教育の振興について、国・県・市においても種々施策が積極的に打ち出されていることは、この子らのために、まことによろこばしいことです。

しかし、一般社会の関心と理解は、必ずしも正しいとはいえない現状だと思います。みなさま方の熱意あるご理解と愛情をもってあたたかく育ててあげようではありませんか。

（市小学校特殊教育研究部会）

次は家庭科について考えます。

東南アジアを視察して

山之上町　木村公平（24）

第五回岐阜県青年海外派遣団員として、私たち二十三名は、八月十七日から十一日間、東南アジア諸国の青年と交歓、日本文化の紹介など、関係諸国の視察を目的に県の親善使節として、六カ国（インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ・香港）を訪問しました。

各国を視察して感じたことは貧富の差が激しく、第一次産業中心の国が多く、二次産業の立ち遅れが、共通の大きな問題点であると思われました。

また、農業面では、東南アジア穀倉地と思われるタイでも、一農家の年間所得は、平均八万円と低く、機械も遅れ、水田では水牛中心で耕す姿が多く見かけられました。しかし、最近特に物質的価値を求める傾向にある我々日本人が、学ばなければと思われた点は、これらの国では宗教が生活の基をなし、たがいのあいさつをはじめ行動も道徳的で、日常生活に宗教的精神が定着しており、不思議な力のある人々だと思いました。

私は、東南アジア諸国の政治、社会、教育、青少年活動情況を自分の目で見てきた体験を生かし、青年団活動の中や、郷土の人々と語らいながら、わが郷土、美濃加茂市発展のために一層がんばります。

コブラをあやつり生活するマレー人（シンガポールにて）

伝説 (13)

絶世の美人

千百年あまり前のことです。小野小町という絶世の美人がいました。

小野小町は、中国の楊貴妃（ようきひ）、エジプトのクレオパトラとならび称される世界三大美人のひとりです。

ただ美しいというだけでなく和歌の名人で、在原業平（ありわらのなりひら）や、僧正遍正（そうじょうへんじょう）たちとともに「六歌仙」のひとりとして、すぐれた歌を残した女性でした。

この小町の美しさに心ひかれた多くの男性からは恋文が殺到し、中には深草の少将のように、九十九夜プロポーズに通いつめて死んだという哀れな物語りまであるほどです。

この小町も、美しさと才能をもてはやされた若き日が過ぎ、かりそめの病いに母を失ってからは、世のはかなさを感じ、髪をおろして尼となり、諸国遍歴の旅に出ました。

そして、やって来たのが現在の蜂屋町下則友です。ここの小高い山の中に庵（いおり）を結び、守り本尊の十一面観世音をまつり手ずから竹の繊維で織った袈裟（けさ）をかけ静かに経文をとなえていました。

また、山の下を流れる小川で、洗いすすぎをしていたので、ここを浅間とよぶようになりました。今、ここには小野寺というお寺があり、十一面観世音のほか、小町が竹の繊維で織ったというけさが残っています。

（市小学校社会科研究部会）

あなたの目に写ったものを

パチリわが市の姿
写真を募集中

市民のみなさんの目に写った美濃加茂市の姿をカメラを通して表現したり、交通安全を訴える写真を募集中です。気軽に出品してください。

広報写真コンクール

みなさんの目にとまったわが市の姿をカメラを通してキャッチしてください。

特にテーマは定めませんので、スポーツ、働く姿、産業、観光、祭り、行事などを始め市政と市民生活に関連したものをあらゆる角度から明るく浮き彫りにしたもので結構です。

応募の資格
市内に在住または在勤の人

応募のきまり
①白黒写真（四ツ切）に限りますが出品数に制限はありません。②市内で撮影し、未発表のもの③ことしになって撮影したもので裏には、画題、住所、氏名、年齢写した年月、場所を記入。なお、版権は市に属します。

締め切り及び提出先
四十六年十月三十日、市役所秘書企画課

表彰　数点、全員に記念品贈呈

展示の場所と期間
市役所玄関ホールで十一月五日から十五日までの十日間

交通安全写真コンクール

市民の交通安全意識を高め、交通安全に役立つスナップ写真を募集しています。

応募の資格
市内に在住または在勤の人

応募のきまり
広報写真コンクールに同じ。

締め切り及び提出先
四十六年十月三十日　市役所交通公害課

表彰　数点、全員に記念品を贈呈

展示の場所と期間
広報写真コンクールに同じ。

市美術展
作品募集中

第十六回市美術展が、十一月十二日から三日間、中央公民館で行なわれ、その作品を次により募集しています。

搬入
十一月八日(月)／九日(火)の午前九時から午後四時三十分までに中央公民館へお持ちください。

第一類　絵画、書道、彫刻、写真

第二類　部別は第一類と同じですが、鑑審査の対象としないで展覧するもの

その他
出品は未発表のもので、ひとり三点以内とします。出品料は、第一類一点につき百円、第二類一点につき五十円です。

くわしくは、市社会教育課へおたずねください。

気軽に申し込みを
第7回市総合体育大会

市では体育協会と共催で、総合体育大会を、**十一月七日**(日)に開きますので参加希望の方は、もよりの連絡所か市社会教育課へ申し込んでください。

軟式野球
(1)会　場　東総合、青少年センター
(2)種　別　消防団員に限る
(3)方　法　トーナメント七回戦

卓　球
(1)会　場　加茂高体育館
(2)種　別　一般男女、家庭婦人、高校男女、中学男女
(3)方　法　個人戦（トーナメント）

軟式庭球
(1)会　場　東総合庭球テニスコート
(2)種　別　一般男女、高校男女、中学男女
(3)方　法　個人戦（トーナメント）

剣　道
(1)会　場　青少年センター体育館
(2)種　別　混成（中・高・一般三人）一般（三段以下三名）中学（五名で編成）少年（三名でヶ）
(3)方　法　団体戦（トーナメント）

柔　道
(1)会　場　加茂高武道館
(2)種　別　一般、中学、高校、少年
(3)方　法　個人戦（トーナメント）

弓　道
(1)会　場　青少年センター弓道場
(2)種　別　一般男女、高校男女
(3)方　法　個人戦（近的）

銃剣道
(1)会　場　青少年センター
(2)種　別　一般
(3)方　法　個人戦

ソフト
(1)会　場　東中学校
(2)種　別　一般、中学
(3)方　法　各町一チーム以内トーナメント五回戦

バスケット
(1)会　場　加茂農林体育館
(2)種　別　一般、中学
(3)方　法　リーグ戦、またはトーナメント

バレーボール
(1)会　場　東中学校体育館
(2)種　別　一般男女、中学男女
(3)方　法　九人制

レスリング
(1)会　場　加茂農林体育館
(2)種　別　一般
(3)方　法　個人戦

バドミントン
(1)会　場　青少年センター
(2)種　別　一般、高校、中学
(3)方　法　個人戦

クレー射撃（十月十日実施）
(1)会　場　前平市営射撃場
(2)種　別　一般
(3)方　法　トラップ

今月から

老人に医療費助成
七十五歳以上を対象に

老人が健康で明るい生活をしていただくため、市では七十五歳以上の老人を対象に次のように条例を定め十月一日より実施します。老人医療費助成制度のあらまし

1目　的

市内に居住している老人に対し健康の保持及び生活の安定のため医療費の一部を助成し老人の福祉増進を図ることを目的とします。

2受給対象者

この制度により医療費助成金の支給を受けることができる人は満七十五歳以上の住民登録をしている人で社会保険の加入者または被扶養者を対象とします。

3助成金の額

助成金の額は医療費の一部負担金より入院の場合は月二千円、通院の場合は月千円を控除した医療費の金額を助成します。ただし、附加給付金を受けることのできる定めがある保険の場合はその附加給付金の額を差引いた額とします。

次のような場合は助成金の対象となりません。

(1)国保、健保、共済組合等各種の社会保険で認められない療養費。

(2)生活保護法の規定による保護を受けている者及びその世帯に属している場合。

(3)支給事由が第三者の行為によって生じた場合。

(4)本人または扶養義務者の収入が高額のもの。

4助成金の支給方法

診療を受けられた場合、従来どおり病院等の窓口で一部負担金の金額を一応支払って、あとから市長に助成金支給申請書を提出し医療費助成金の支給を受けることになります。この場合市は内容を審査して支払を決定したときは、本人に通知し、現金または預金口座への振込みにより支払います。

5助成金支給申請の手続

市福祉事務所または連絡所へ次の書類を提出してください。

(1)老人医療費助成金支給申請書

(2)医療費支払証明書

(3)健康保険証

6実施期日

昭和四十六年十月一日以後の医療費から実施します。

なお、くわしくは市福祉事務所（電話⑧二一一一内線二四）または各連絡所におたずねください。

商工業者の方へ

一　青色申告の勧め

十月中旬より十一月中旬までを「青色申告普及月間」と定めて、来年度より青色申告をする方の勧奨をします。

経営の合理化と適正納税のためには青色申告が絶対条件です。

青色申告をお勧めすると、記帳がむつかしいとか、税法がむつかしいということを聞きますが、市商工会では新規青色申告開始者は無料で毎月税理士、経営指導員が相談指導をしています。

あなたのお店、工場の繁栄のためにぜひ、来年度より青色申告をするようお勧めします。

二　年末融資申し込みはお早く

事業資金として国金より年末資金の借入希望の方は、なるべく早く申し込みしてください。

第一回締切りは十月二十日ですなお、十一月中旬までに申し込みされないと、年内借入はむつかしくなります。

三　工場等の設備近代化資金について

製造、加工業等の設備近代化資金の申し込みが、今年は特別に、第二次申し込みが受付されますので、ご希望の方は、市商工会に至急申し出てください。

締切り　十月二十日

▽ご協力ください赤い羽根の共同募金

ことしも国民たすけあい赤い羽根共同募金運動が十月一日から三十一日まで全国的に展開されます。

みなさまの善意の寄付は、恵まれない方々の援護のために使われ善意の行動は、社会保障制度の促進と福祉国家建設に大きく寄与するものです。

趣旨をご理解のうえ、共同募金にご協力をお願いいたします。

目標額　県―三千六百万円
　　　　　市―七十万円

▽合同行政相談所を開設―十月十四日

役所の仕事に不平・要望などがある方々が気軽に相談できるよう次により、合同行政相談所が開設されますので、気軽にご相談ください。相談は無料で秘密はかたく守られます。

なお、当日は、国・県・市の各関係機関から責任ある方が出席し合同で相談に応じます。

日　時　十月十四日（木曜日）
　　　　午前十時～午後四時

場　所　市産業文化会館

▽あっせんします―県民手帳と家計簿

「県民手帳」と「明るい生活の家計簿」を九月下旬自治会を通じて回覧であっせんしましたが、その後において購入希望の方は、十月十五日までに直接、市役所へ申し込んでください。

申込先　市秘書企画課企画係（三階）電話⑧二一一一内線七九

県民手帳
ポケット型　百二十円

明るい生活の家計簿
大きさB5版　六十五円

▽郵便局からのお知らせ

○郵政省では、今月一日から三十一日までの一カ月間「住みよい社会をつくる郵便貯金奨励運動」を全国で実施します。

○美濃加茂郵便局では、九月から今月中旬にかけ一般家庭、事業所に対し、昭和四十六年度版の郵便番号簿を、無料配布し郵便番号の完全記載を呼びかけています。

○訂　正

九月の市報五面、子ども会ソフトボール大会の三位―ラインとあるは、三位―鷹の巣（加茂野）でしたので、お詫びして訂正します。

来年から月三千円 支給される児童手当

十八歳未満の児童を三人以上養育している家庭の父母などに三人目以降の児童で義務教育終了前のもの一人につき月額三千円の児童手当が支給されます。

ただし、五人家族の場合で前年の収入が二百万円以上であるときは支給されません。

◆支給の対象は段階的に拡大

支給の対象となる三人目以降の児童は段階的に拡大します。

まず最初の年、昭和四十七年一月一日から四十八年三月三十一日までは、三人目以降の児童が昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童（五歳未満）である場合に支給されます。

昭和四十八年四月から昭和四十九年三月までは十歳未満の児童にひろげ、昭和四十九年四月からは建て前どうり義務教育終了前の児童を対象に完全に実施されます。

◆支給を受ける方法

児童手当の支給を受けようとする人は、印鑑を持って市役所福祉事務所か、もよりの連絡所へ申し出て市長の認定を受けてください。受付は今月からです。

◆支払いの時期及び方法

毎年二月、六月、十月の三回に分けて、それぞれ前月分までの手当が支給されます。（四十七年一、二月分のみ三月）

支払方法は、市福祉事務所およびもよりの連絡所で直接支払います。ただし、希望に応じ預金口座に振り込むこともできます。

◎育児手当と児童手当の関係

いま育児手当を受けている方のうち児童手当に該当する方は、来年一月から児童手当に切替えます

胃ガン検診

検診日　10月20〜22日
時間　午前9時〜11時
場所　市役所前
経費　五百円
申込先　市役所保険厚生課
電話　⑤—二一一一内線三六
申込期限　10月9日（土）まで

今月の在宅医

◆診療時間 午前9時〜午後6時

3日　横山　医院　⑤二六四七
10日　岡田　医院　⑤二〇七一
17日　野尻　病院　⑤三五〇〇
24日　木沢　病院　⑤二一八一
31日　日比野　耳鼻科　⑤二〇九七

11月

7日　古井　医院　⑤二二五三

泰平一家

れんさい　森比呂志

11月の予防接種

11日のインフルエンザのみ市役所

種痘未接種者にお知らせ　昭41年4月2日〜45年3月31日までに生まれた人で種痘を受けてない人は10月30日までに市保険厚生課へ

◇乳児検診日程変更のお知らせ　変更後10月13日—山之上・蜂屋の各連絡所　10月14日—伊深連絡所（9：30〜10：00）

料金
三種混合／ジフテリヤ　無料
インフルエンザ　2〜6歳　50円
15歳以上　100円

種類		中央公民館 月日	時間	古井連絡所 月日	時間	東公民館 月日	時間	山之上連絡所 月日	時間	蜂屋連絡所 月日	時間	加茂野連絡所 月日	時間	下米田連絡所 月日	時間	伊深連絡所 月日	時間	三和連絡所 月日	時間
1回目	インフルエンザ 2歳以上希望者全員	11日	1.30〜2.00	10日	3.00〜3.30	10日	1.30〜2.00	9日	3.00〜3.30	9日	1.30〜2.00	8日	1.30〜2.00	8日	3.00〜3.30	5日	1.30〜1.50	5日	3.00〜3.30
2回目	〃	18日	〃	17日	〃	17日	〃	16日	〃	16日	〃	15日	〃	15日	〃	12日	〃	12日	〃
2回目 1期 / 3期	三種混合 S 45.7.1〜46.6.30 / ジフテリヤ S 40.4.2〜41.4.1	26日	〃	25日	〃	25日	〃	24日	〃	24日	〃	22日	〃	22日	〃	19日	〃	19日	〃

〔注〕この表は、11月号には載せませんので、大切に保存しておいてください。